第30号議案

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42 条の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる者(以下「職員」という。)に対し支給する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法を 定めることを目的とする。

(報酬の額)

- 第2条 職員に対する報酬の額は、日額、月額又は時間額で定めるものとし、別表第1に定める職員の種別に対応する額を超えない範囲内において、別表第2 に定める勤務態様に対応した支給単位により、任命権者が定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職にある者の報酬の 額は、任命権者があらかじめ知事と協議して定める額とする。
- 3 前2項の規定により報酬の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との均衡を考慮してしなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、職員に対し、職員の給与に関する条例(昭和 26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。)第10条に規定する通勤手 当に相当する報酬(以下「通勤手当に相当する報酬」という。)及び給与条例 第13条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬(以下「時間外勤務手当に相 当する報酬」という。)を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、報酬(通勤手当に相当する報酬及び時間外勤 務手当に相当する報酬を含む。次条第5項及び第6条において同じ。)の額に 関し必要な事項は、人事委員会規則(市町村立学校の職員については、教育委

員会があらかじめ人事委員会と協議して定める教育委員会規則。以下同じ。) で定める。

(報酬の支給)

- 第3条 日額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月15日までに支給する。
- 2 月額の報酬の支給方法は、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 3 時間を単位とする報酬の支給方法は、任命権者が定める。
- 4 職員が所定の勤務日数又は勤務時間数の全部又は一部について勤務しないと きは、人事委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない日数又は時間数の 報酬の額を支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(費用弁償)

- 第4条 費用弁償は、職員がその職務を行うため旅行した場合に支給する。
- 2 費用弁償の種類、額及び支給方法については、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和27年島根県条例第38号)第7条、第8条及び第10条の規定を準用する。この場合において、同条例第8条第5項の表及び第6項中「審査会の委員等」とあるのは、「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる者」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、勤務実態等が常勤職員と同等と認められる職員と して知事が別に定めるものに対する費用弁償の種類及び額については、常勤職 員に対する旅費支給の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、任期の定めが6月以上の職員(これに準ずる者として人事委員会規則で定める職員を含む。)であって、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)のうち、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務するものに対して、それぞれ基準日の属する会計年度の人事委員会規則で定める日

に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。)及び法第29条の規定による懲戒免職以外の場合の離職をいう。第3項において同じ。)し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日 以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6 箇月 100分の100
 - (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
 - (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60
 - (4) 3 箇月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。
- 4 期末手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事 委員会規則で定める。

(報酬及び期末手当の口座振替)

第6条 報酬及び期末手当(以下「報酬等」という。)は、職員の申出により、 口座振替の方法により支払うことができる。

(報酬等からの控除)

- 第7条 職員に報酬等を支給する際、その報酬等から次に掲げるものの額に相当 する額を控除することができる。
 - (1) 県が使用を許可する駐車場の使用料
 - (2) 県が設置する公舎の貸付料

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人

事委員会規則で定める。

別表第1(第2条関係)

職員の種別	日額(円)	月額(円)	時間額(円)
一般業務に従事する者	9,000	143,600	1,200
資格免許を要する業務及びそれに準	9,900	158,000	1,300
ずる業務に従事する者			
教育業務に従事する者		332,500	5,000
調査研究業務に従事する者	11,200	232,800	
医療業務に従事する者		174,400	18,000
相当の知識又は経験を必要とする業		197,700	
務に従事する者			
軽作業に従事する者	6,000		780

備考

- 1 この表に定める報酬の額は、通勤手当に相当する報酬の額及び時間外勤務手当に相当する報酬の額を含まない。
- 2 この表に定める報酬の額が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条 に規定する最低賃金額を下回る場合における第2条第1項の規定の適用に ついては、同項中「別表第1に定める職員の種別に対応する額」とあるの は、「最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額 を基準として知事が定める額」とする。

別表第2(第2条関係)

勤務態様	支給単位
日を単位とする勤務	日
日又は時間を単位としない勤務	月
時間を単位とする勤務	時間

附 則

この条例は、	平成32年4月1日から施行する。